

# +滝沢南中学校いじめ防止基本方針（令和8年度版）

～いじめは、どの子にも、どこの学校でも 起こりうるもの～

未然防止 早期発見 迅速な対応

## I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネット・SNS等を介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめをいっそう複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめ問題の解決には、生徒にいじめを絶対にゆるさないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は学校教育目標に掲げる「自主性・自律心に富んだ心豊かなたくましい生徒」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対策に取り組む。

### 2 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※一定の人間関係 → 当該生徒と何らかの人間関係がある者を指し、学校の内外を問わない。  
例）学級や学年、部活、塾、サークル活動等の仲間やグループなど。

※心理的な影響 → 「仲間外れ」や「無視」など、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを意味する。

※物理的な影響 → 身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、物を隠されたりすることを意味する。

### 3 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒や保護者、地域から上がってきた訴えを特定の教職員が抱え込むことが無いよう、組織として対応する。

※構成員：校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任および教育相談担当教諭、養護教諭、当該生徒の担任（必要に応じて部活動顧問）、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった外部専門家などから、校長が実情に応じて定めるものとする。

### 4 本校の課題

平成26年の重大事案を受け、毎月11日を「安心・安全・心の日」と設定し、全校生徒対象に「いじめ・嫌がらせ調査」を実施してきた。これらの一つ一つの事案を丁寧を受け止め、担任を中心に聞き取り、学年で共有しながら組織的に対応してきた。滝沢市が設定したC・Dレベルの発事件数を、今年度も1%を切ることを目標に生徒指導にあたりたい。（R6年度は0名/0%）

また、調査の中で、「他人が苦痛を感じているので助けてほしい」という情報も多く寄せられるようになった。多くの生徒が人の痛みを自分の痛みとして感じられるように成長していると感じる。

## 5 今年度の目標

- (1) いじめ指導レベルのCレベルを1%以下、Dレベルを0件にする。
- (2) アンケート以外の生徒観察からの発見にも力を入れる。
- (3) いじめが心身に及ぼす影響を理解し、いじめに対して傍観生徒をつくらない。
- (4) PDCA サイクルを機能させる（チェックは随時、少なくとも学期毎に一度は行う）。

## II いじめ防止のための具体的取組

### 1 いじめの未然防止

全教職員が、学校いじめ防止基本方針や関係法令等の理解を深め、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか等、共通認識できる場（職員会議や校内研修会等）を設定する。また、教職員のいじめ問題への意識啓発に努める。会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整える。

全校集会や学級活動において生命の尊さについて語り、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。生徒からの訴えや保護者からの情報を敏感にキャッチし、丁寧に対応する。また、日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、生徒の表情、言動、生活記録ノートの記述などに目を配り、アンテナを高く保つよう努める。また、生徒間の関係も重要であるため、「互いに嫌がる言葉を使わない」「互いに嫌がる行為をしない」等指導の徹底を図り、日常的な言葉づかいについても、生徒がよい言葉を使うよう指導する必要がある。さらに、「多様性を理解する姿勢」を大切に、違いを認め相手を尊重する人間関係を構築していきたい。

具体的取組	内 容	評 価
わかる授業の実践	・生徒が学ぶ楽しさや達成感・充実感を味わえる授業づくりを行う。	5・4・3・2・1
	・授業はもちろん、休み時間、給食等、生徒と寄り添う時間を大切にす。	5・4・3・2・1
いじめを許さない学級経営	・生徒が安心できる居場所としての学級経営を行い、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。	5・4・3・2・1
	・生徒の活動や努力を認めながら、自己肯定感や有用感を育む。	5・4・3・2・1
	・学級等で起きた問題について、自分たちで解決しているという意識を育む。	5・4・3・2・1
生徒会を中心とした取組	・生徒の活力を上昇させる生活向上取組を行う。	5・4・3・2・1
家庭や地域との連携強化	・保護者から相談されるような関係をつくる。	5・4・3・2・1
	・懇談会等の中で積極的に互いの情報を交換し、その後の指導に役立てる。	5・4・3・2・1
	・アンケート調査結果を集約し、学期ごとに各家庭に学校の様子を知らせ、取り組みに対する理解を得る	5・4・3・2・1
	・「滝南伝え隊」を通して学校の様子を積極的に伝える。	5・4・3・2・1
	・多様性に配慮し、スラックスの着用など、生徒・保護	5・4・3・2・1

	者の意思を尊重して適切に対応する。	
情報モラル教育	・実態調査を踏まえ、実態に合わせた指導を行う。	5・4・3・2・1

## 2 いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい状況で行われることが多いことを全職員で認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って積極的に認知する。

具体的取組	内 容	評 価
アンケート調査	・計9回（5，6，7，9，10，11，12，2，3月） 「学校生活アンケート」を実施し早期発見に努める。	5・4・3・2・1
	・長期休業明けに生活調査を行う。	5・4・3・2・1
	・年に1度、保護者アンケートも実施する。	5・4・3・2・1
教育相談の実施	・5月と11月に個別相談を行い、生徒のきめ細やかな把握に努める。	5・4・3・2・1
	・アンケート調査後に、いじめや悩みを抱える生徒に対して丁寧に対応する。	5・4・3・2・1
見守り活動の実施 (足で稼ぐ情報収集)	・10分休み、給食休憩、各短学活前後のフロアーの見守り活動を行う。	5・4・3・2・1
	・特別教室や学年トイシ、ごみ箱の見回りも定期的に行う。	5・4・3・2・1
	・生徒の机や下駄箱等を見て回り、落書きや靴へのいたずらがいないか見守る。	5・4・3・2・1
	・生徒をよく観察し、見えにくいサインや違和感を感じとる感覚を大切に、生徒への声掛けを行う。 (大丈夫? どうかした? 何かあった?…)	5・4・3・2・1
	・表面行動に惑わされることなく、内面の感情に思いをはせるセンスを磨く。	5・4・3・2・1

## 3 いじめの対応

### (1) いじめの指導判断基準（滝沢市教育委員会）

A 判定	生徒同士での解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル
B 判定	教師が介入し、当事者への指導によって解決が図られるレベル
C 判定	教師の指導後も十分な配慮を要し、さらに継続的な介入や指導が求められるレベル
D 判定	行為が悪質であり、重大事態となりうるレベル

### (2) いじめ発生時における教師の姿勢

ア どのようないじめが起きたのか、その背景も含めしっかり調査する。

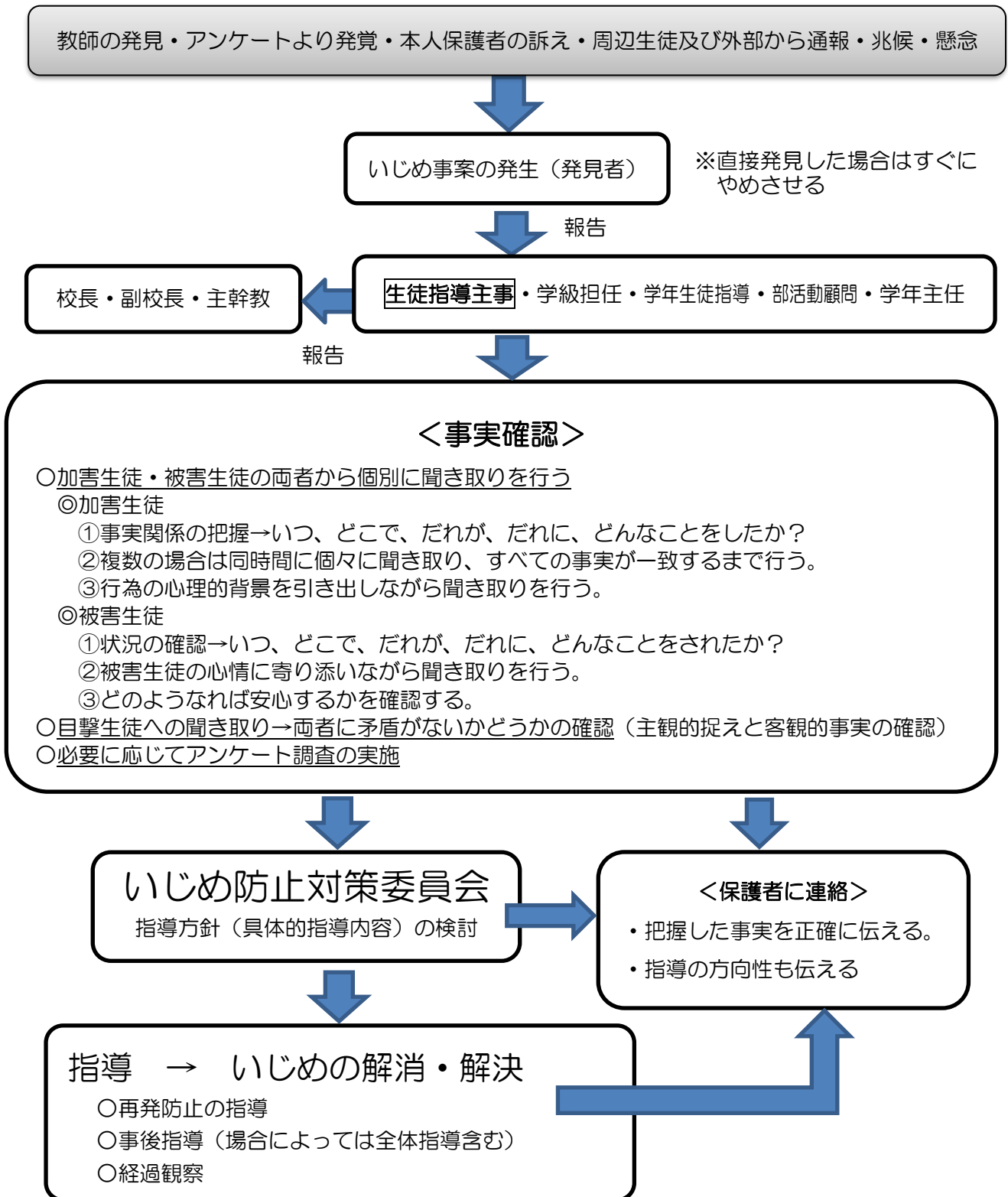
イ 小さな兆候や懸念、生徒からの訴えを、決して一人で対応せず、組織に報告・共有・相談する義務がある。（法第23条第1項違反）学校全体で組織的に取り組む。

ウ 被害生徒を守る。

エ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。ゴールの形をイメージする。（被害生徒が納得し、加害生徒がきちんと反省する。そして保護者が理解を示すような形。場合によっては話し合いの場を設ける。）いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット通じて行われるものを含む。）はが止んでいる状態が相当の期間期間継続（少なくとも3か月を目安）していること
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

(3) いじめ対応基本パターン



(4) ネットいじめへの対応

- ア 被害生徒からの情報だけでなく、起きた背景や事象を綿密に調べる。
- イ 関係機関との連携を図る。

- ウ ネット上の書き込み削除は、本人および保護者が行うことが原則である。その助言を行う。
- エ 何が問題となったのか？ やったことが招いた結果をじっくり反省させた上で指導する。
- オ 「SNSトラブル防止リーフレット」を活用し、SNS を介したトラブルを未然に防ぐ取組推進する。
- カ 情報モラルについて、「滝南スマホ宣言」「滝沢市情報モラル宣言」の意義を浸透させる。

(5) 重大事態への対処

重大事態とは

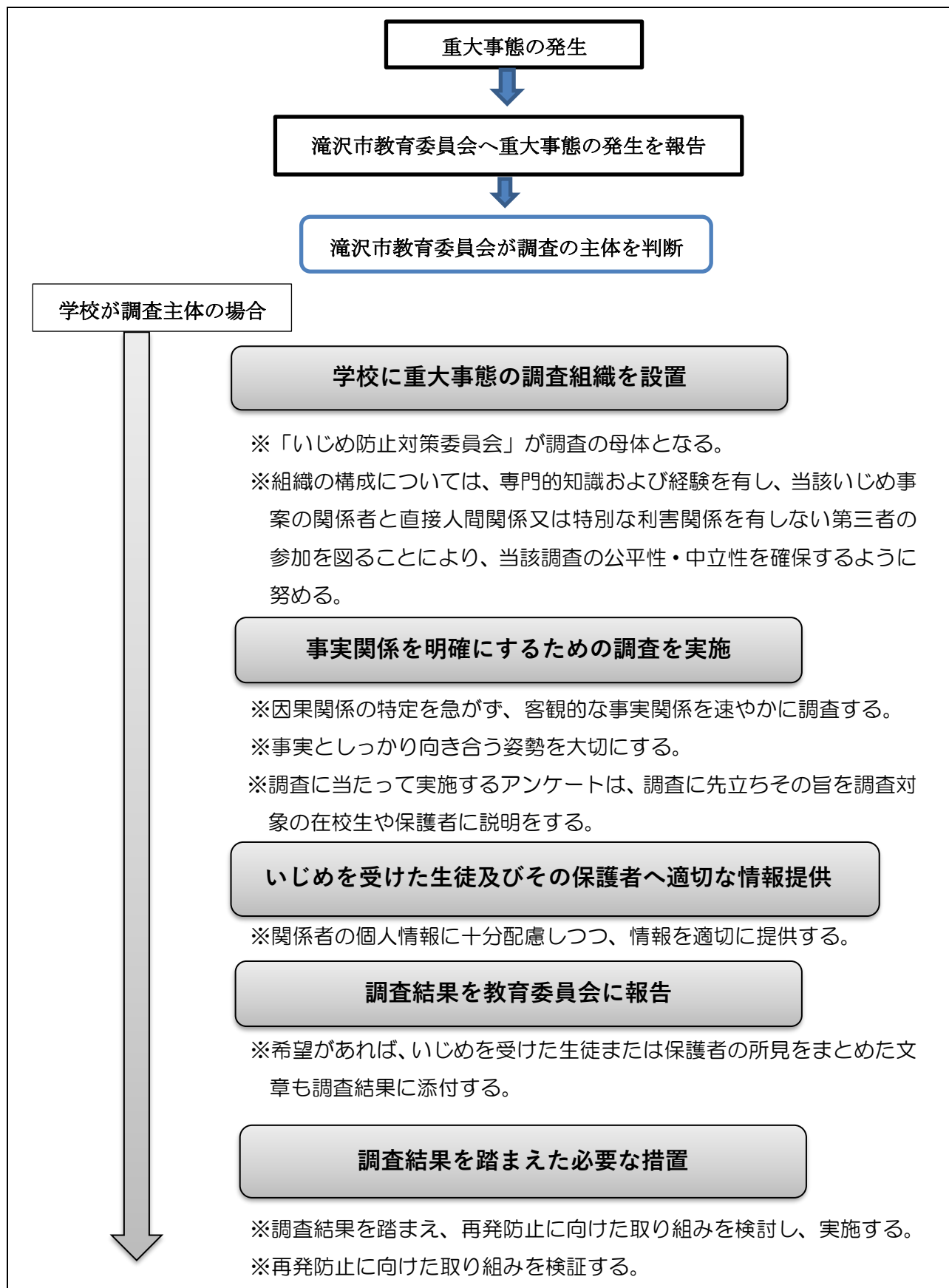
- いじめ等により、生徒の生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- いじめ等により、生徒が相当の期間学校を休むことを余儀なくされている疑いがあるとき。  
(月7日、年間30日以上を目安とする)

- ア 重大事態が生じた場合は、速やかに滝沢市教育委員会に報告し、【重大事態対応フロー図】に基づいて対応する。
- イ 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ウ 調査結果については、被害生徒、及び保護者に対して適切に情報を提供する。

<取組の年間計画>

月	性別	全 体	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	調査集約・情報共有	学級開き・学年開き SCの紹介 →生徒・保護者	春休みの生活調査 身体測定 SCによる相談	授業参観・懇談会 PTA 総会
5月	D	調査集約・情報共有	体育祭取り組み	いじめ調査① SCによる相談 教育相談期間	
6月		調査集約・情報共有		いじめ調査② SCによる相談	PTA 理事会
7月	C	調査集約・情報共有 取組評価①→検証	宿泊研修取組(2年) 情報モラル講習会	いじめ調査③ SCによる相談	夏の交通安全指導 期末面談 滝沢市生徒指導連絡協議会
8月	A/P	調査集約・情報共有		夏休みの生活調査 SCによる相談	
9月	D	調査集約・情報共有	校外学習取組(1年) 修学旅行取組(3年)	いじめ調査④ SCによる相談	
10月		調査集約・情報共有	南中祭取り組み	いじめ調査⑤ SCによる相談	秋の交通安全指導
11月		調査集約・情報共有		いじめ調査⑥ 教育相談期間 SCによる相談	滝沢市いじめ調査 授業参観・懇談会
12月	C	調査集約・情報共有 取組評価②→検証	情報モラル(SNS)学 年講習会	いじめ調査⑦ SCによる相談	滝沢市生徒指導連絡 協議会 期末面談
1月	A/P	調査集約・情報共有		冬休みの生活調査 SCによる相談	学校評価アンケート (保護者)
2月	D	調査集約・情報共有	情報モラル (新入生保護者)	いじめ調査⑧ SCによる相談	新入生保護者説明会 PTA 理事・代議員会
3月	C/A	取組評価③→検証 基本方針見直し		いじめ調査⑨	期末面談
通年		教育相談連絡会：毎月 生徒指導係会：毎週水 生徒会担当者会：毎週木	安心安全心の日 (毎月11日)	休憩時間の見守り活 動と下駄箱チェック 校舎見回りやトイレチェック (毎日)	

## 【重大事態の対応フロー図】



(6) 相談窓口の紹介

指導部だよりなどで、SNS 等も活用した相談窓口の情報提供を行う。

【参考】＜県内いじめ相談窓口一覧＞

24 時間子供 SOS ダイアル (いじめ相談電話)	0120-0-78310	24 時間
子どもの人権 110 番 (法務局)	0120-007-110	平日 8:30~17:15
盛岡いのちの電話	019-654-7575	月~土 12:00~21:00、日 12:00~18:00
ふれあい電話 (県立総合教育センター)	0198-27-2331	平日 9:00~17:00
青少年なやみ相談室	019-606-1722	火水金 9:00~16:00、月木 9:00~20:00
チャイルドライン	0120-99-7777	月~土 16:00~21:00
ヤングテレホンコーナー (岩手県警)	019-651-7867	平日 9:00~17:45
すこやかダイアル (県立生涯学習推進センター)	0198-27-2134	平日 10:00~17:00

＜SNS での利用が可能な相談窓口＞

こころのほっとチャット (東京メンタルヘルス・スクエア)		第 1 部 12:00~15:50 第 2 部 17:00~20:50 第 3 部 21:00~23:50 毎月最終土~日 24:00~5:50
あなたのいばしょチャット相談 (特定非営利活動法人あなたのいばしょ)		24 時間 365 日利用可能
チャイルドライン (特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター)		木金土 16:00~21:00 (詳細は、HP 内のカレンダーで確認)
SNS (LINE) 人権相談 (法務局・地方法務局・人権擁護委員連合会)		平日 8:30~17:15